

1 丈比べの一人当たり納付金額の算出

- ・ 激変緩和用の県1号繰入金(1/9%)及び県2号繰入金(1/9%)を除き、激変緩和の丈比べを行う一人当たり納付金額を算出する。

2 一定割合による措置(国暫定措置・県1号繰入金)

- ① 医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、合算額それぞれにおいて激変緩和の対象の基準となる一定割合を定める。
- ② 市町村ごとに、毎年度、一人当たりの平成28年度納付金相当額と推計年度の納付金額の丈比べを、医療分、支援金分、介護納付金分それぞれ個別に行い、一定割合を超過した額をそれぞれ算出する。
 なお、この時点で、一定割合を超過しなかった個別の保険税については、激変緩和の対象から除かれる。
- ③ 市町村ごとに、毎年度、一人当たりの平成28年度納付金相当額と推計年度納付金額の丈比べを行い、一定割合を超過した額を算出する。
 なお、合算額の一定割合を超過しない市町村は、激変緩和の対象とはならない。
- ④ 合算額において一定割合を超過した額(③)から、それぞれにおいて一定割合を超過した額(②)の総額に応じて比例按分し、医療分、支援金分、介護分のそれぞれの激変緩和の対象額を算出し、これに対し、激変緩和用の国暫定措置及び県1号繰入金を充てる。

3 特例基金の活用

- ・ 激変緩和に活用した県1号繰入金減少分を特例基金(激変緩和分)により補填する。

4 激変緩和用財源の残額の取扱い

- ・ 活用しなかった激変緩和用の国暫定措置・県1号繰入金は、各市町村に激変緩和前の納付金額の割合で配分する。(※激変緩和措置ではない。)

5 県の措置

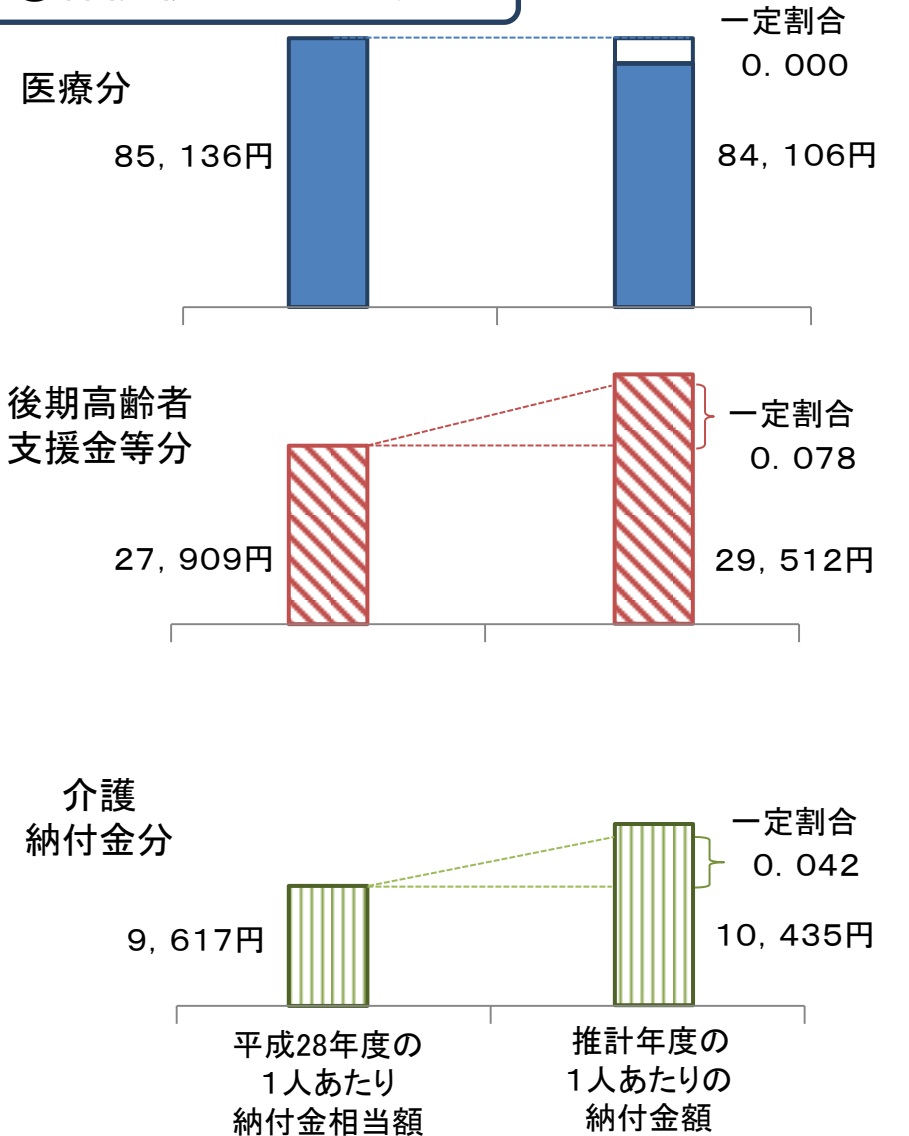
- ・ 市町村ごとに、2、3による激変緩和措置後の納付金額(※1)と、前年度(※2)の激変緩和前の納付金額と丈比べを行い、超過した額を激変緩和の対象として措置する。(※1 激変緩和措置後の納付金額は4の配分額を差し引いた額。 ※2 平成30年度分のみ平成28年度と丈比べを行う。)

項目	財源	規模	秋の試算
一定割合による措置	国暫定措置	全国規模300億円	約15億円
	県1号繰入金	県繰入金1/9%※	約14億円
特例基金の活用	特例基金	約18億円(見込)	3億円
激変緩和用財源の残額の取扱い	国暫定措置 県1号繰入金	国暫定措置・激変緩和用県1号繰入金1/9%のうち 激変緩和として活用した額を差し引いた額	約25億円
県の措置	県1号繰入金	県繰入金1/9%※	該当市町村なし

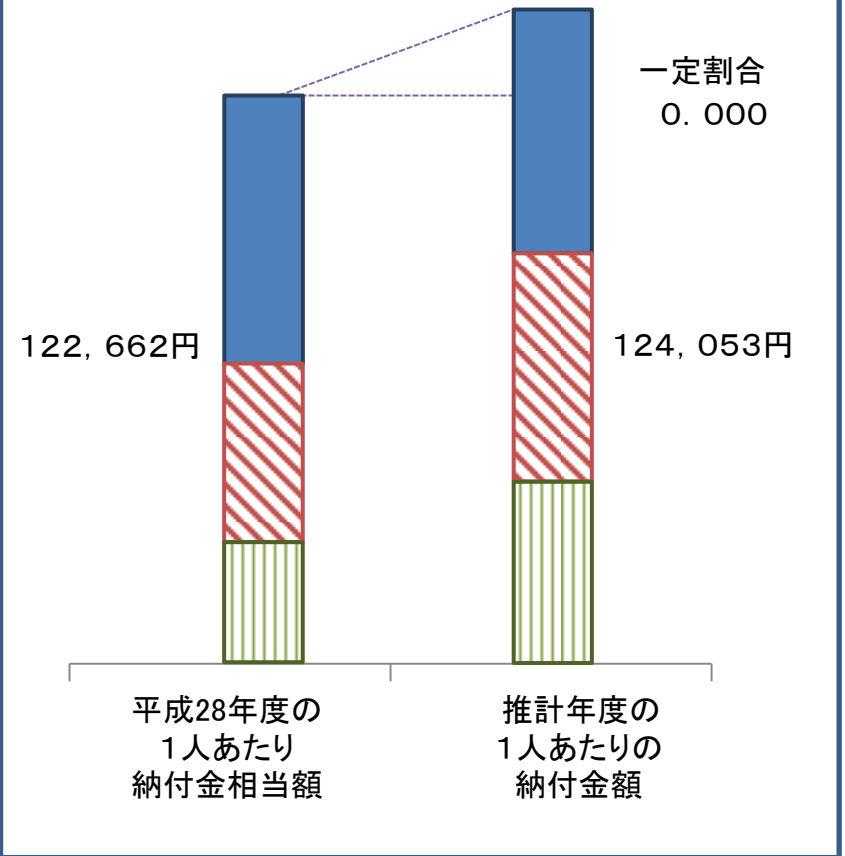
※ 1/9%は一定割合による措置分と県の措置分を合わせた割合。

秋の試算 激変緩和措置について（イメージ）

①保険税ごとの比較



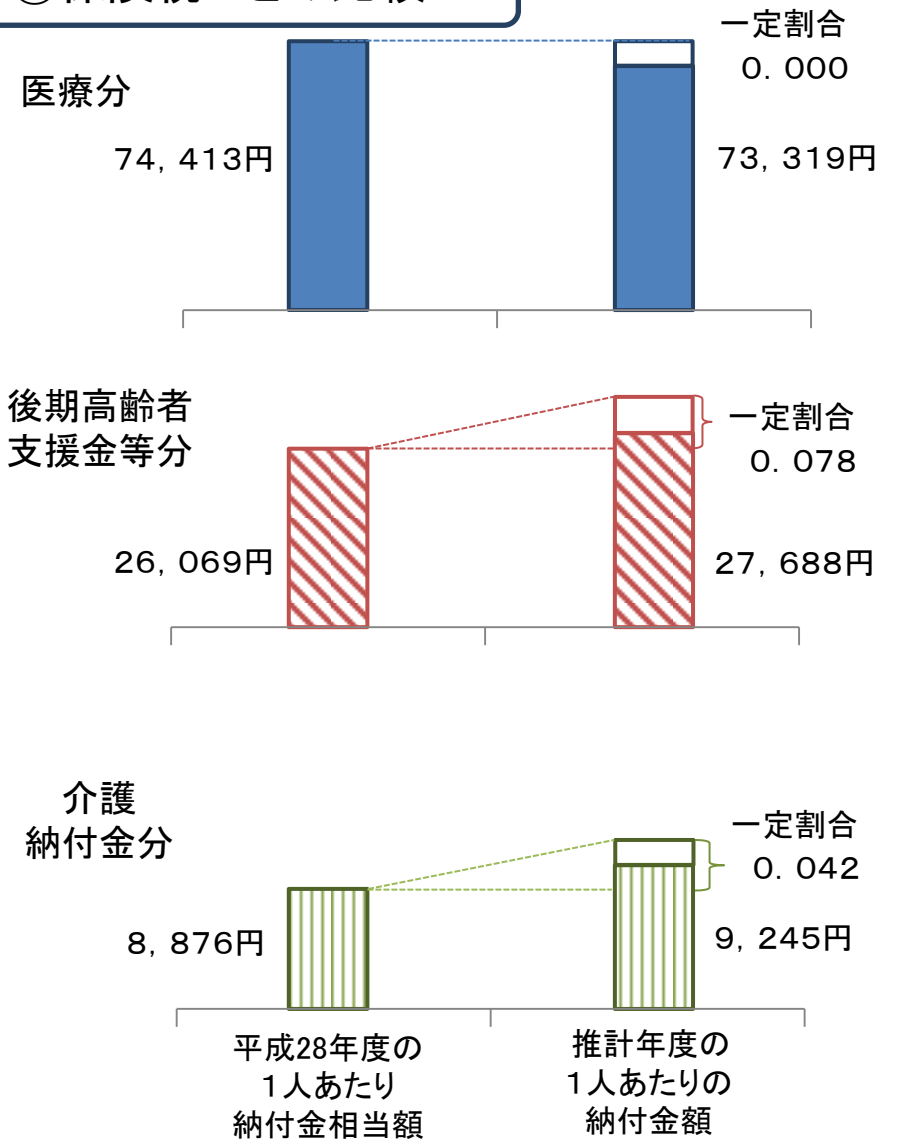
②合算による比較



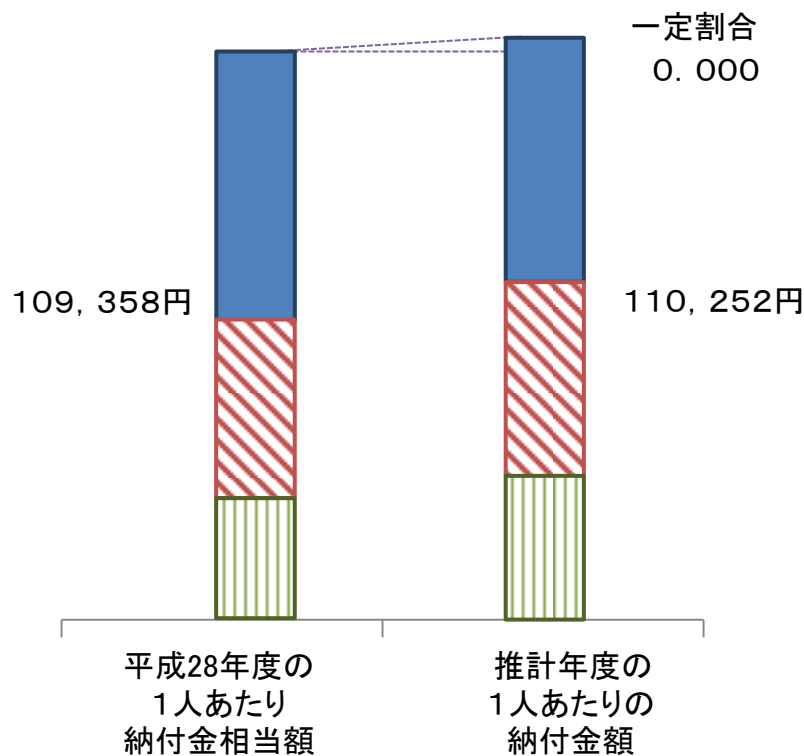
各保険税が一定割合を超過しない場合には、激変緩和措置の対象とならない。

秋の試算 激変緩和措置について（特殊ケース） 合算が超えても対象とならない場合

① 保険税ごとの比較



② 合算による比較



各保険税が一定割合を超過しない場合には、激変緩和措置の対象とならない。